

◎新潟県告示第695号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月9日

新潟県上越地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
東京都千代田区大手町2丁目2番1号
日本曹達株式会社
代表取締役 阿賀 英司
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県上越市中郷区藤沢字西林1248-1番地
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く）
- 5 申請年月日
令和5年4月20日
- 6 縦覧場所
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部
- 7 縦覧期間
告示の日から1月間
- 8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

意見書の提出先 郵便番号943-0807

上越市春日山町3丁目8番34号

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課